

教育職員養成審議会

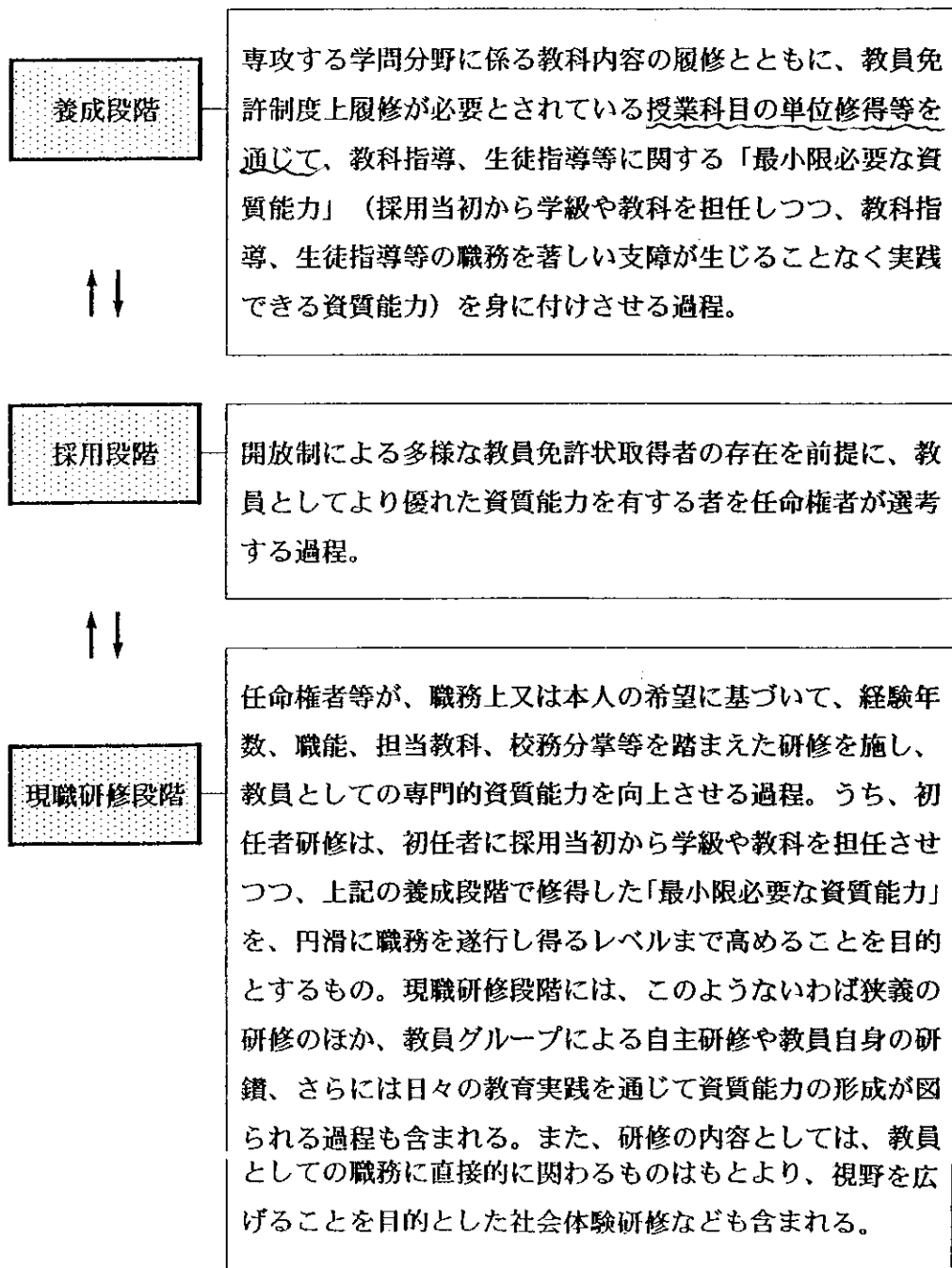
新たな時代に向けた  
教員養成の改善方策について

第1次答申

(抜粋)

平成9年7月28日

[参考図] 教員の資質能力の形成に係る役割分担のイメージ



[参考図] 養成段階で特に教授・指導すべき内容の範囲

A: 教職への志向と一体感の形成

教職の意義、教員の役割、職務内容等に関する理解を深めさせることを通じ、教員を志願する者に教職に対する自らの適性を考察させるとともに、教職への意欲や一体感の形成を促す観点から、指導・助言・援助を行う。

このようなことは、教職課程全体の履修を通じて繰り返し行われるべきものであり、したがって、以下の3つのカテゴリーは相互に深く関連するものである。

教職課程における履修計画・内容等についての指導

教員を志願する者一人一人に理想とする教員像を明確にさせるとともに、各人がその理想を実現するため、教職課程においてどのように科目履修等を行ったらいいかについて指導・助言するもの。

教職についての理解を深めるための指導

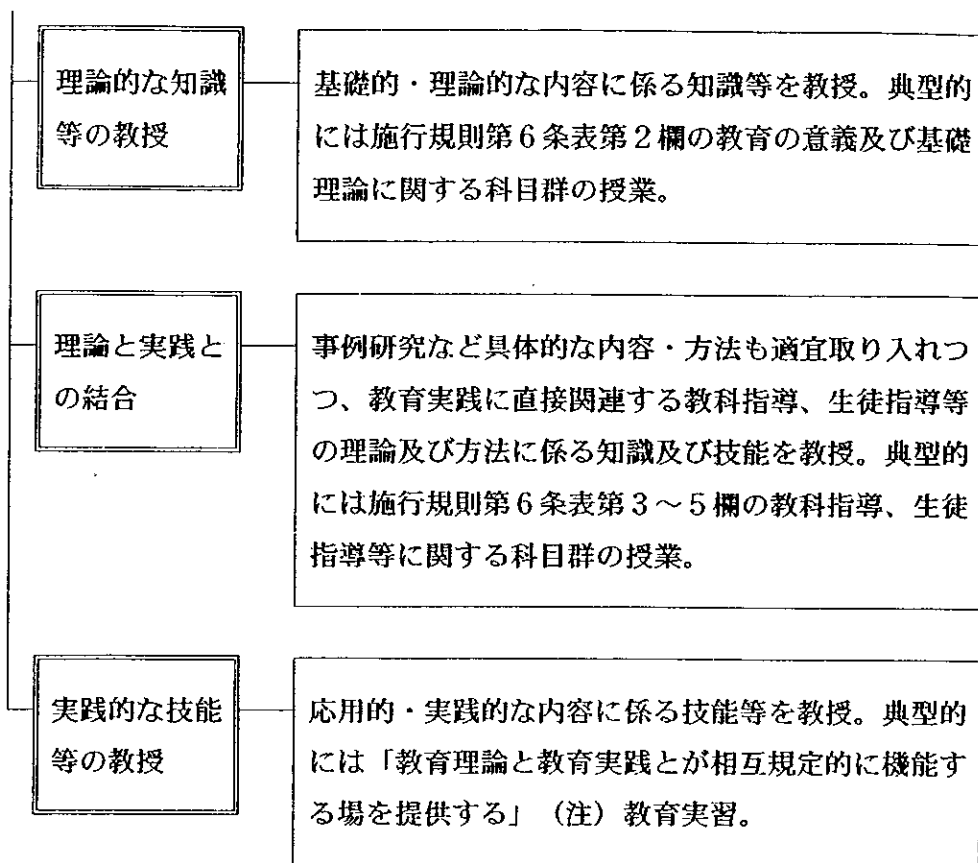
教職の意義や教員の役割、職務内容等に関する知識の修得を通じ、教員を志願する者が教職についての理解を深め、将来教職に就くことについて多角的に考察する過程を援助し、動機付けを図るもの。

選択・決定の指導

教育実習その他の体験を通じた教職の実体験・類似体験や他の職業との比較などの機会を教員を志願する者に与えることにより、自らの教職への意欲、適性等を熟考させるとともに、最終的な進路選択について指導・助言するもの。

B: 教職に必要な知識及び技能の形成

教科指導、生徒指導等学校における教育活動を進める上で必要な知識及び技能を、当該教育活動に関する学問的研究の基礎を含めて理解させる。(以下は、教育職員免許法施行規則(以下「施行規則」と略称)第6条表の「教職に関する科目」との関連を考慮して整理してある。)



(注) 本審議会教育実習に関する専門委員会報告(昭和53年)より。

### C: 教科等に関する専門的知識及び技能の形成

学校教育における教科の内容に関する諸学問領域に係る専門的知識及び技能を修得させる。大学教育においては、教養教育や専門教育を通じてそれらが教授されることとなるが、その場合、各学校種・教科種に応じ、内容的にそれぞれ適切な広がりと深みを持たせることに特に配慮して、必要な知識及び技能の形成が図られる必要がある。